



愛媛県報

発行 愛媛県

平成29年12月5日火曜日 第2932号

◇ 目 次 ◇ 告 示

指定自立支援医療機関の指定.....（障がい福祉課）... 875

農用地利用配分計画の認可申請.....（農政課農地・担い手対策室）... 875

漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....（水産課）... 876

指定居宅サービス事業者の指定.....（東予地方局地域福祉課）... 876

指定介護予防サービス事業者の指定（2件）.....（"）... 876

指定居宅サービス事業の廃止.....（"）... 877

指定介護支援事業の廃止.....（"）... 877

指定介護予防サービス事業の廃止.....（"）... 877

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....（東予地方局環境保全課）... 878

瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要.....（"）... 881

道路の供用開始（県道小倉三間線）.....（南予地方局管理課）... 883

道路の区域変更（県道立石内子線）.....（南予地方局大洲土木事務所）... 883

道路の供用開始（"）.....（"）... 884

開発行為に関する工事の完了.....（"）... 884

公 告

漁業取締船「せとかぜ」の定期検査に係る機関修繕業務の委託.....（水産課）... 884

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1240号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成29年12月5日

愛媛県知事 中村時広

指定訪問看護事業者等		訪問看護ステーション		担当しようとする医療の種類	指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
株式会社 クォーツ	今治市横田町一丁目5番16号	訪問看護リハビリステーション 愛	今治市郷新屋敷町2丁目6番5号	訪問看護ステーション（育成医療・更生医療）	平成29年11月1日

○愛媛県告示第1241号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から農用地利用配分計画の認可申請があった。

当該農用地利用配分計画は、愛媛県農林水産部農政企画局農政課農地・担い手対策室において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成29年12月5日

愛媛県知事 中村時広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所在及び地番	面積（㎡）
農事組合法人 妙口原生産組合	愛媛県西条市小松町大頭甲1042番地1	愛媛県西条市小松町妙口甲1094-1	664
後 藤 基 博	愛媛県松山市由良町1176番地	愛媛県松山市由良町1050番1ほか9筆	9,902.6
山 西 繁 信	愛媛県松山市門田町67番地	愛媛県松山市門田町389番1ほか7筆	6,943
林 耕 一 郎	愛媛県松山市由良町867番地	愛媛県松山市由良町523番1ほか16筆	7,125
林 諭	愛媛県松山市由良町876番地1	愛媛県松山市由良町492番ほか12筆	13,653
矢 野 賀 正	愛媛県松山市門田町428番地	愛媛県松山市門田町456番ほか10筆	9,815

山内 耕太郎	愛媛県松山市由良町739番地	愛媛県松山市由良町229番ほか9筆	11,140
青井 秀典	愛媛県松山市和気町一丁目127番地39	愛媛県松山市門田町218番ほか14筆	12,723
池本 真吾	愛媛県松山市内浜町5番1号	愛媛県松山市門田町丙130番1ほか3筆	7,324
濱田 富幸	愛媛県松山市由良町779番地10	愛媛県松山市由良町208番4ほか22筆	11,969
竹内 守	愛媛県松山市門田町724番地	愛媛県松山市門田町725番ほか2筆	5,142
高田 烈子	愛媛県松山市門田町731番地4	愛媛県松山市門田町731番1ほか2筆	4,805
石田 貞喜	愛媛県松山市由良町59番地10	愛媛県由良町122番1ほか3筆	2,582
山本 剛	愛媛県松山市由良町60番地の第2	愛媛県松山市門田町丙166番11ほか15筆	16,691
竹田 恵輔	愛媛県松山市竹原町一丁目2番地13アルファライブ市駅西505号	愛媛県門田町丙164番	4,076
山岡 欣也	愛媛県松山市由良町52番地の4	愛媛県松山市門田町697番1ほか13筆	20,464
中矢 武重	愛媛県松山市由良町940番地の第2	愛媛県松山市由良町1184番ほか14筆	13,443
坂本 克視	愛媛県松山市由良町1261番地の内第1	愛媛県松山市門田町619番ほか10筆	9,273
青井 幹夫	愛媛県松山市由良町156番地の1	愛媛県松山市門田町384番ほか15筆	27,468
坂本 和久	愛媛県松山市由良町1261番地1	愛媛県松山市門田町563番1ほか15筆	10,100
永瀬 順一	愛媛県松山市由良町49番地の7	愛媛県松山市門田町799番1ほか14筆	14,516
村上 正	愛媛県松山市門田町760番地	愛媛県松山市門田町765番ほか9筆	6,646

濱田 豊子	愛媛県松山市門田町90番地1	愛媛県松山市門田町214番ほか23筆	20,954
山内 宗昭	愛媛県松山市由良町50番地5	愛媛県松山市門田町215番ほか3筆	24,286
能田 英文	愛媛県松山市門田町108番地の内第1	愛媛県松山市門田町539番1ほか13筆	18,701
稲田 賢司	愛媛県松山市門田町729番地	愛媛県松山市門田町722番4ほか4筆	3,646
小池 保	愛媛県松山市泊町1463番地	愛媛県松山市門田町587番ほか7筆	4,792
寺坂 末吉	愛媛県松山市門田町324番地	愛媛県松山市門田町323番ほか19筆	14,176
池本 正志	愛媛県松山市由良町781番地の1	愛媛県松山市門田町593番ほか5筆	7,489
小池 暁夫	愛媛県松山市由良町22番地	愛媛県松山市門田町丙175番ほか14筆	20,686

2 申請年月日
平成29年11月21日

○愛媛県告示第1242号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、宇和海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成29年12月5日

愛媛県知事 中村 時 広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成29年12月5日から18日まで

○愛媛県告示第1243号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成29年12月5日

愛媛県東予地方局長 高塚 真 志

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社クォーツ	訪問看護リハビリステーション葵	愛媛県今治市郷新屋敷町2丁目6番5号	平成29年10月1日	訪問看護
株式会社悠遊社	株式会社 悠遊社 土居事業所	愛媛県四国中央市土居町畑野713-7	平成29年10月1日	訪問介護
株式会社アットハウジング	デイサービスきたえるーむ今治阿方	愛媛県今治市阿方甲407-1	平成29年10月5日	通所介護

○愛媛県告示第1244号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成29年12月5日

愛媛県東予地方局長 高塚 真 志

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社クォーツ	訪問看護リハビリステーション葵	愛媛県今治市郷新屋敷町2丁目6番5号	平成29年10月1日	介護予防訪問看護

○愛媛県告示第1245号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定（同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成29年12月5日

愛媛県東予地方局長 高塚真志

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社悠遊社	株式会社 悠遊社 土居事業所	愛媛県四国中央市土居町畑野713-7	平成29年10月1日	介護予防訪問介護
株式会社アットハウジング	デイサービスきたえるーむ今治阿方	愛媛県今治市阿方甲407-1	平成29年10月5日	介護予防通所介護
株式会社SSA	ロコトレルーム壬生川	愛媛県西条市壬生川114	平成29年10月16日	介護予防通所介護

○愛媛県告示第1246号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成29年12月5日

愛媛県東予地方局長 高塚真志

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
ゴールデンアローライン株式会社	訪問介護 すまいる	愛媛県今治市中堀二丁目6番16号	平成29年9月30日	訪問介護
ゴールデンアローライン株式会社	訪問入浴介護 すまいる	愛媛県今治市中堀二丁目6番16号	平成29年10月31日	訪問入浴介護

○愛媛県告示第1247号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり指定居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があった。

平成29年12月5日

愛媛県東予地方局長 高塚真志

指定居宅介護支援事業者の名称	指定居宅介護支援事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
有限会社えひめ介護ネットワーク	えひめ介護ネットワーク今治指定居宅介護支援事業所	愛媛県今治市宮下町三丁目甲1536番地	平成29年10月31日	居宅介護支援

○愛媛県告示第1248号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成29年12月5日

愛媛県東予地方局長 高塚真志

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
ゴールデンアローライン株式会社	訪問介護 すまいる	愛媛県今治市中堀二丁目6番16号	平成29年9月30日	介護予防訪問介護
ゴールデンアローライン株式会社	訪問入浴介護 すまいる	愛媛県今治市中堀二丁目6番16号	平成29年10月31日	介護予防訪問入浴介護

○愛媛県告示第1249号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成29年12月5日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

住友金属鉱山株式会社
東京都港区新橋五丁目11番3号
代表取締役 中里 佳明

2 事業場の名称及び所在地

住友金属鉱山株式会社磯浦工場
新居浜市磯浦町17番3号

3 特定施設に関する事項

(1) 第1工場 湿式ニッケル粉No.6反応槽

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第62号イ 還元そう	
特定施設の能力	3立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工後3か月後	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 9～11 最大 9～12
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 7,500 最大 9,000
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 10未満 最大 10未満
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 5,400 最大 6,480
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1未満 最大 1未満
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 44 最大 51	

備考 汚水等は、No.4汚水処理施設で処理後、No.1汚水処理施設で処理される。

(2) 第1工場 ニッケル粉試験用反応槽

特定施設の種類	政令別表第1第62号イ 還元そう	
特定施設の能力	0.6立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工後3か月後	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 9～11 最大 9～12
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 7,500 最大 9,000
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 10未満 最大 10未満
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 5,400 最大 6,480
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1未満 最大 1未満
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 1 最大 2	

備考 汚水等は、No.4汚水処理施設で処理後、No.1汚水処理施設で処理される。

(3) 第7工場 フィルタープレスNo.1

特定施設の種類	政令別表第1第27号イ ろ過施設	
特定施設の能力	ろ過面積42平方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工後3か月後	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 10～12 最大 10～12

る汚水等の 汚染状態の 値	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 1.5 最大 3.5
	浮遊物質量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 10 最大 20
	窒素含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 1 最大 3
	りん含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 0.1 最大 1
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 70 最大 77

備考 汚水等は、No.1 汚水処理施設にて処理する。

(4) 第7工場 フィルタープレス用ウエットスクラバー

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第27号ル 湿式集じん施設	
特 定 施 設 の 能 力	風量1分当たり80ノルマル立方メートル 処理	
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着工後3か月後	
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成の翌日	
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続	
特 定 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間	
特 定 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し	
特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 10~12 最大 10~12
	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 2 最大 4
	浮遊物質量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 10 最大 20
	窒素含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 1 最大 3
汚 水 等 の 1 日 当 た り の 量 (単位 立方メートル)	りん含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 0.1 最大 1
	通常 1.2 最大 2	

備考 汚水等は、No.1 汚水処理施設にて処理する。

(5) 第7工場 乾燥機用ウエットスクラバー

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第27号ル 湿式集じん施設
---------------	---------------------

特 定 施 設 の 能 力	風量1分当たり15ノルマル立方メートル 処理	
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着工後3か月後	
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成の翌日	
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続	
特 定 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間	
特 定 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し	
特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 10~12 最大 10~12
	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 3 最大 6
	浮遊物質量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 50 最大 80
	窒素含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 1 最大 3
汚 水 等 の 1 日 当 た り の 量 (単位 立方メートル)	りん含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 0.1 最大 1
	通常 1.5 最大 2	

備考 汚水等は、No.1 汚水処理施設にて処理する。

(6) 第7工場 混合装置用ウエットスクラバー

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第27号ル 湿式集じん施設	
特 定 施 設 の 能 力	風量1分当たり15ノルマル立方メートル 処理	
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着工後3か月後	
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成の翌日	
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続	
特 定 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間	
特 定 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し	
特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 10~12 最大 10~12
	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 3 最大 6
	浮遊物質量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 50 最大 80
	窒素含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 1 最大 3
汚 水 等 の 1 日 当 た り の 量 (単位 立方メートル)	りん含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 0.1 最大 1
	通常 1.5 最大 2	

浮遊物質 量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 50 最大 80
窒素含有 量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1 最大 3
りん含有 量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.1 最大 1
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 1.5 最大 2

備考 汚水等は、No.1 汚水処理施設にて処理する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) No.1 汚水処理施設

工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	着工後1か月後		
使用開始の予定年月日	完成の翌日		
処理施設の種類	物理化学的処理		
処理施設の型式	中和及び凝集		
処理施設の構造	ステンレス製及び合成樹脂製等		
処理施設の主要寸法	縦 77メートル 横 55メートル 高さ 8メートル		
処理施設の能力	1日当たり6,480立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	中和及び凝集		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 1~12 最大 1~12	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム)	通常 9.4 最大 14.1	通常 9.4 最大 14.1
	浮遊物質 量(単位 1 リットル につき ミリグ ラム)	通常 70 最大 100	通常 20 最大 30
	窒素含有 量(単位 1 リットル につき ミリグ ラム)	通常 13.4 最大 51.7	通常 13.4 最大 51.7
	りん含有 量(単位 1 リットル につき ミリグ ラム)	通常 0.30 最大 1.18	通常 0.30 最大 1.18

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 4,770 最大 5,980	通常 4,770 最大 5,980
----------------------------	----------------------	----------------------

備考 汚水等は、No.1 工場排水口より排水する。

(2) No.4 汚水処理施設

設 置 年 月 日	平成13年5月15日		
処 理 施 設 の 種 類	物理化学的処理		
処 理 施 設 の 型 式	蒸留濃縮、酸化及び電気分解		
処 理 施 設 の 構 造	ステンレス製及び合成樹脂製等		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 26メートル 横 15メートル 高さ 5メートル 縦 32メートル 横 25メートル 高さ 14メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり1,550立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	蒸留濃縮、酸化及び電気分解		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 5~11 最大 5~11	通常 9~12 最大 9~12
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム)	通常 7,500 最大 9,000	通常 80 最大 110
	浮遊物質 量(単位 1 リットル につき ミリグ ラム)	通常 7 最大 10	通常 7 最大 10
	窒素含有 量(単位 1 リットル につき ミリグ ラム)	通常 5,400 最大 6,480	通常 30 最大 37
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 280 最大 335	通常 260 最大 315	

備考 汚水等は、No.1 汚水処理施設にて処理する。

(3) アンモニア回収施設

設 置 年 月 日	平成13年5月15日		
処 理 施 設 の 種 類	物理化学的処理		
処 理 施 設 の 型 式	pH調整及び蒸留		
処 理 施 設 の 構 造	ステンレス製及び合成樹脂製等		

処理施設の主要寸法	縦 44メートル 横 46メートル 高さ 21メートル		
処理施設の能力	1日当たり2,040立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	pH調整及び蒸留		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 11~12 最大 11~12	通常 11~12 最大 11~12
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 7.7 最大 14.0	通常 7.7 最大 14.0
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 100	通常 23 最大 50
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 9.200 最大 11.000	通常 11.6 最大 120
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常	1,620	通常 1,620
	最大	1,990	最大 1,990

備考 汚水等は、No.1汚水処理施設にて処理する。

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに汚水等の1日当たりの量

No.1工場排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 6.7 最大 9.9
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 12 最大 15
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 9.3 最大 32.2
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.25 最大 1.15
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 7,340 最大 9,800	

備考 この他に、雨水排水口が2箇所ある。

○愛媛県告示第1250号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成29年12月5日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
住友金属鉱山株式会社
東京都港区新橋五丁目11番3号
代表取締役 中里 佳明
- 事業場の名称及び所在地
住友金属鉱山株式会社磯浦工場
新居浜市磯浦町17番3号
- 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第27号イ、又及びル、第62号イ及び水並びに第74号
- 変更しようとする事項の内容
特定施設の施設番号、構造及び使用の方法、処理施設の汚水等の処理の方法、事業場からの排水の汚染状態及び量並びに用水及び排水の系統
- 特定施設に関する事項
(1) 第1工場 湿式ニッケル粉No.3反応槽

	変 更 前	変 更 後
原材料の種類及び1日当たりの使用量	塩化ニッケル・硫酸ニッケル1,035キログラム、苛性ソーダ330キログラム、水加ヒドラジン5,600リットル	塩化ニッケル・硫酸ニッケル400キログラム、苛性ソーダ900キログラム、水加ヒドラジン2,400リットル

備考 特定施設の施設番号：第1工場 YH系ニッケル粉反応槽を第1工場湿式ニッケル粉No.3反応槽に変更する。

- (2) 第1工場 湿式ニッケル粉No.4反応槽

	変 更 前	変 更 後
原材料の種類及び1日当たりの使用量	塩化ニッケル・硫酸ニッケル1,035キログラム、苛性ソーダ330キログラム、水加ヒドラジン5,600リットル	塩化ニッケル・硫酸ニッケル400キログラム、苛性ソーダ900キログラム、水加ヒドラジン2,400リットル

備考 特定施設の施設番号：第1工場 YH系ニッケル粉反応槽を第1工場湿式ニッケル粉No.4反応槽に変更する。

- (3) 第1工場 湿式ニッケル粉No.5反応槽

	変 更 前	変 更 後
原材料の種類及び1日当たりの使用量	塩化ニッケル・硫酸ニッケル1,035キログラム、苛性ソーダ330キログラム、水加ヒドラジン5,600リットル	塩化ニッケル・硫酸ニッケル400キログラム、苛性ソーダ900キログラム、水加ヒドラジン2,400リットル

備考 特定施設の施設番号：第1工場 YH系ニッケル粉反応槽を第1工場湿式ニッケル粉No.5反応槽に変更する。

- (4) 第4西工場 フィルタープレスNo.1

	変 更 前	変 更 後
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 110 最大 137	通常 148 最大 184

備考 特定施設の施設番号：第4工場(電池)フィルタープレスNo.1を第4西工場 フィルタープレスNo.1に変更する。

(5) 第4西工場 フィルタープレスNo.2

	変 更 前	変 更 後
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 110 最大 137	通常 148 最大 184

備考 特定施設の施設番号：第4工場(電池)フィルタープレスNo.2を第4西工場 フィルタープレスNo.2に変更する。

(6) 第4西工場 フィルタープレスNo.3

	変 更 前	変 更 後
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 110 最大 137	通常 148 最大 184

備考 特定施設の施設番号：第4工場(電池)フィルタープレスNo.3を第4西工場 フィルタープレスNo.3に変更する。

(7) 第4西工場 フィルタープレスNo.4

	変 更 前	変 更 後
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 110 最大 137	通常 148 最大 184

備考 特定施設の施設番号：第4工場(電池)フィルタープレスNo.4を第4西工場 フィルタープレスNo.4に変更する。

(8) 第4東工場 フィルタープレスNo.1

	変 更 前	変 更 後
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム) 通常 0.8 最大 1	通常 1.5 最大 3.5

(9) 第5工場 フィルタープレスNo.1

	変 更 前	変 更 後
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム) 通常 0.8 最大 1	通常 1.5 最大 3.5

(10) 第5工場 フィルタープレスNo.2

	変 更 前	変 更 後
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム) 通常 0.8 最大 1	通常 1.5 最大 3.5

(11) 第5工場 フィルタープレスNo.3

	変 更 前	変 更 後
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム) 通常 0.8 最大 1	通常 1.5 最大 3.5

(12) 第5工場 フィルタープレスNo.4

	変 更 前	変 更 後
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム) 通常 0.8 最大 1	通常 1.5 最大 3.5

(13) 第4西工場 アンモニア除害塔

	変 更 前	変 更 後
原材料の種類及び1日当たりの使用量	硫酸400キログラム、 廃ガス216,000ノルマル立方メートル	硫酸600キログラム、 廃ガス216,000ノルマル立方メートル
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 10 最大 17	通常 14 最大 22

備考 特定施設の施設番号：第4工場(電池)アンモニア除害塔を第4西工場 アンモニア除害塔に変更する。

(14) 第4西工場 冷却塔

	変 更 前	変 更 後
原材料の種類及び1日当たりの使用量	工業用水3立方メートル、 廃ガス311,040ノルマル立方メートル	工業用水4立方メートル、 廃ガス311,040ノルマル立方メートル
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 1 最大 3	通常 2 最大 4

備考 特定施設の施設番号：第4工場(電池)冷却塔を第4西工場 冷却塔に変更する。

(15) No.1 汚水処理施設

	変 更 前	変 更 後	
特定施設の能力	1日当たり4,800立方メートル処理	1日当たり6,480立方メートル処理	
原材料の種類及び1日当たりの使用量	苛性ソーダ5,800キログラム、 ろ過助剤680キログラム、 硫酸21,900キログラム	苛性ソーダ900キログラム、 ろ過助剤400キログラム、 硫酸60,000キログラム、 凝集剤10キログラム	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 6.3 最大 9.6	通常 9.4 最大 14.1
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 13.9 最大 19.8	通常 13.4 最大 51.7
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.30 最大 1	通常 0.30 最大 1.18
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 4,080 最大 4,800	通常 4,770 最大 5,980	

6 汚水等の処理施設に関する事項

(1) No.1 汚水処理施設

		変 更 前		変 更 後	
処理施設の能力		1日当たり4,800立方メートル処理		1日当たり6,480立方メートル処理	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後	処理前	処理後
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 6.3 最大 9.6	通常 6.3 最大 9.6	通常 9.4 最大 14.1	通常 9.4 最大 14.1
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 13.9 最大 19.8	通常 13.9 最大 19.8	通常 13.4 最大 51.7	通常 13.4 最大 51.7
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.30 最大 1	通常 0.30 最大 1	通常 0.30 最大 1.18	通常 0.30 最大 1.18
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 4,080 最大 4,800	通常 4,080 最大 4,800	通常 4,770 最大 5,980	通常 4,770 最大 5,980

(2) No.4 汚水処理施設

		変 更 前		変 更 後	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値		処理前	処理後	処理前	処理後
化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)		通常 7,500 最大 9,000	通常 16 最大 50	通常 7,500 最大 9,000	通常 80 最大 110
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 256 最大 305	通常 236 最大 288	通常 280 最大 335	通常 260 最大 315

(3) アンモニア回収施設

		変 更 前		変 更 後	
処理施設の能力		1日当たり1,680立方メートル処理		1日当たり2,040立方メートル処理	

処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後	処理前	処理後
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 9,200 最大 11,000	通常 11.6 最大 33.0	通常 9,200 最大 11,000	通常 11.6 最大 120
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 1,430 最大 1,680	通常 1,430 最大 1,680	通常 1,620 最大 1,990	通常 1,620 最大 1,990	

7 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

No.1 工場排水口

汚水等の汚染状態の値	項目	変 更 前		変 更 後	
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 4.5 最大 6.5	通常 4.5 最大 6.5	通常 6.7 最大 9.9	通常 6.7 最大 9.9	
浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 12 最大 15	通常 12 最大 15	通常 12 最大 15	通常 12 最大 15	
窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 9.2 最大 11.1	通常 9.2 最大 11.1	通常 9.3 最大 32.2	通常 9.3 最大 32.2	
りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.25 最大 1.00	通常 0.25 最大 1.00	通常 0.25 最大 1.15	通常 0.25 最大 1.15	
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 6,620 最大 7,800	通常 6,620 最大 7,800	通常 7,340 最大 9,800	通常 7,340 最大 9,800	

備考 この他に、雨水排水口が2箇所ある。

○愛媛県告示第1251号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年12月5日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	小倉三間線	宇和島市三間町大内631番5地先から 同町大内640番10まで	平成29年12月5日

○愛媛県告示第1252号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年12月5日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	立石内子線	喜多郡内子町村前1428番2 から 同町村前1155番6 まで	旧	メートル 2.0~13.2	キロメートル 0.207	
			新	4.0~16.9	0.207	

○愛媛県告示第1253号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年12月5日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	立石内子線	喜多郡内子町村前1428番2 から 同町村前1155番6 まで	平成29年12月5日

○愛媛県告示第1254号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成29年12月5日

愛媛県南予地方局長 佐 伯 登志男

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
29南大土（開）第1188号 平成29年11月24日	喜多郡内子町村前381番、382番、383番 1	喜多郡内子町城廻991番地 1 株式会社ブリッジカンパニー 代表取締役 橋 本 隆

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成29年12月5日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量
漁業取締船「せとかぜ」の定期検査に係る機関修繕用務一式
- (2) 事業の内容等
入札説明書、設計書及び仕様書等による。
- (3) 予定工期
平成30年2月1日から3月16日まで
- (4) 事業の履行場所
入札説明書による。
- (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成29年度から平成31年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

なお、上記資格を有しない者が、本件入札に参加を希望するときは、資格審査を求める申請書類を3⁽⁵⁾に掲げる場所に提出し、開札日までに、上記資格を得ること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格確認申請日から開札日までの間、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。
- (3) MTU社製ディーゼルエンジンサービスディーラー権を有する者であり、なおかつ、MTU社の研修を終了した技術者を配置できること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県農林水産部水産局水産課漁業取締係
〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話番号 089 941 2111（代表）089 912 2622（直通）

- (2) 入札書の受領期限

開札の日時に開札の場所へ持参して提出し、又は平成30年1月18日（木）正午までに(1)に掲げる場所に郵送等（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ）

により提出すること。

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、公告日から翌年1月17日（水）までの間に、インターネットの愛媛県公式ホームページ（入札情報内の本件記事）から入手すること。

ただし、これにより難い者は、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

公告日から翌年1月17日（水）までの日（土、日曜を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 開札の日時及び場所

平成30年1月18日（木）午後2時
愛媛県庁第一別館8階農林水産部会議室

(5) 資格審査に関する照会先及び申請書の提出先

愛媛県出納局会計課用品調達係
〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話番号 089 941 2111（代表）089 912 2770（直通）

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

本件入札に参加を希望する者は、事前に、入札参加資格確認申請書を、次の事項のとおり提出すること。

なお、当該申請書の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 受領期限

平成30年1月17日（水）午後5時までに、3(1)に掲げる場所に持参又は郵送等により提出すること。

イ 郵送等による取扱い

郵送等により提出する場合は、平成30年1月17日（水）午後5時までに、3(1)に掲げる場所に必着のこと。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した事業を実施できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required:

Periodical inspection and repair of fisheries patrol vessel
Setokaze (engine) 1 set

(2) Time limit for submission of document for qualification

confirmation: 5:00 p.m., 17 January 2018

(3) Time limit of tender: 2:00 p.m., 18 January 2018

(Time limit of tender by registered mail: 0:00 p.m., 18 January 2018)

(4) For further information, please contact: Fishing Surveillance

Section, Fisheries Promotion Division, Fisheries Subdepartment, Agriculture Forestry and Fisheries Department, Ehime Prefectural Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan
Tel: 089 912 2622